

## 新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正について（案）

## 1 経緯

道路運送法施行規則第 51 条の 18 第 1 項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うこととされているが、対面での確認が困難な場合の取り扱いについて、令和元年 9 月 5 日付で「福祉有償運送の登録に関する処理方針」（平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 143 号）が改正されたことから、新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針（以下、「運営指針」という。）を改正するもの。

改正概要は下記の通り。（資料 1-2 参照）

新	旧
<p>3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保</p> <p>（3）安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施</p> <p>① 施行規則第 51 条の 18 第 1 項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。<u>運営協議会において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。</u></p>	<p>3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保</p> <p>（3）安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施</p> <p>① 施行規則第 51 条の 18 第 1 項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。対面での確認が困難である場合には、<u>電話により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。</u></p>

## 2 運営指針の改正内容（案）

- ・「対面での確認が困難である場合」を①持ち込み自動車等で運転者が自宅から直接出発地へ向かう場合、②通常運行管理を行う事務所等に運行管理責任者及び代務者が不在の場合などと定義し、運営指針に追加する。
- ・「地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法」については、運営指針に記載のとおり、電話により必要な確認、指示を確実に実施することとし、これまでと同様の取り扱いとしたい。

### 3 運営指針新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>管理運営体制</p> <p>【運行管理業務】</p> <p>（２）運行管理責任者の業務</p> <p>運行管理責任者は、次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>ア 運転者要件の順守 （略）</p> <p>イ 点呼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録(参考様式3)を1年間保存すること。</li> <li>乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により実施すること。対面での確認が困難である場合(①持ち込み自動車等<u>で運転者が自宅から直接出発地へ向かう場合、②通常運行管理を行う事務所等に運行管理責任者及び代務者が不在の場合など</u>)には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。</li> </ul> <p>(以下、略)</p> <p>附 則</p> <p>この指針は、平成18年12月14日から施行する。</p> <p>平成20年12月1日（一部改正） 平成27年7月30日（一部改正） <u>令和元年11月18日（一部改正）</u></p>	<p>管理運営体制</p> <p>【運行管理業務】</p> <p>（２）運行管理責任者の業務</p> <p>運行管理責任者は、次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>ア 運転者要件の順守 （略）</p> <p>イ 点呼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録(参考様式3)を1年間保存すること。</li> <li>乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により実施すること。対面での確認が困難である場合には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。</li> </ul> <p>(以下、略)</p> <p>附 則</p> <p>この指針は、平成18年12月14日から施行する。</p> <p>平成20年12月1日（一部改正） 平成27年7月30日（一部改正） <u>（追加）</u></p>

### 4 参考資料

- 安全な運転のための確認表（運営指針 参考様式3）資料1-3